4月から入所をご検討の保護者の方へ

郡山市放課後児童クラブ
令和７年度入所申請手続きのご案内

受付期間

【新1～3年生】令和6年 **11** 月 **6** 日(水) ～ **11** 月 **28** 日(木)

【新4～6年生】 令和7年 **1** 月 **8** 日(水) ～ **1** 月 **23** 日(木)

※令和6年 12 月以降に、転校等の事情により新1～3年生の入所申請が新たに必要となった場合、令和6年 12 月2日(月)～令和7年1月 23 日(木)に申請してください。

※その後の転校等による令和7年4月1日付け入所の申請は、令和7年3月7日(金)が最終期限です。

・先着順ではありません。ただし、新1～3年生の入所は 11 月 28 日までの受付分を先に決定します。

・きょうだいは、新1～3年生と新4～6年生に分けて申請してください。

例）新1･2･4年生の3人きょうだいの場合→ 新1･2年生分と新4年生分に分けて、それぞれの期間に申請

◆ 定員を超える申込みがあった場合は、原則として低学年を優先して入所を決定します。

新4～6年生の入所制限

・ 低学年の入所状況により、高学年の入所制限を行う場合もあります。
ただし、身体障害者手帳･療育手帳所持の児童、特別支援学級の入級児童等は、入所制限から除きます。

・ 新4～6年生の入所見込みは、12 月下旬に郡山市ウェブサイト(令和7年度郡山市放課後児童クラブ入所案内※p3のQRコード参照)でお知らせしますので、申請前に確認してください。

申請方法 **オンライン申請**

◆スマートフォンひとつで、受付期間内はいつでも申請可能

◆この入所案内配布時に、申請に必要な添付書類(勤務証明書等)の所定様式をお持ち帰りください。

ステップ1

申請に必要な添付書類を用意する。

勤務証明書など

※詳しくはｐ3「申請に必要な書類」をご確認ください。

ステップ2

手順①

①オンライン申請トップページへ

手順②

②トップページの申請できる手続き一覧で個人向け手続きを選択

手順③

③一覧から児童クラブ入所申請書を選択

※新1～3年生用と新4～6年生用の選択項目は別にあります。

※令和6年度途中の入所申請書と間違えないよう注意ください。

手順④

④郡山市オンライン申請サービス(無料)の新規登録又はログイン

※③で申請書を選択し、次へ進むと、ログイン画面が表示されます。

手順⑤

⑤入所申請

・入所児童や保護者などの申請情報を入力してください。

・申請後、受付完了メールを送信します。

受付完了

◆ 申請方法のお問合せは、株式会社明日葉郡山事務所又は郡山市こども総務企画課(p4参照)へお願いします。

♪　放課後児童クラブとは

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の時間帯において児童に適切な遊びや生活の場を提供して、子どもたちが遊びなどを通じて自主性、社会性や創造性を培い、基本的な生活習慣が身に付く支援を行うことで、児童の健全育成を図る施設のことです。

◆ 開所時間・開所しない日

開所時間		開所しない日
授業のある平日	放課後　～　午後６時 30 分 *延長利用　午後6時 30 分～午後7時 30 分	日曜・祝日 ８月 13 日 ～ ８月 16 日 12 月 29 日 ～ 翌年１月３日
土曜・長期休業期間 振替休校日	午前７時 30 分 ～ 午後６時 30 分 *土曜日の延長利用は実施しません。 *長期休業期間のうち、平日は延長利用可能	

・必ず開所時間内に保護者・同居家族（18 歳以上）もしくは代理人が児童を送迎してください。
・代理人が児童を送迎する場合は、代理人引受届の提出が必要です。
・代理人引受届の用紙は、入所後にクラブでお受け取りください。

♪　放課後児童クラブの入所要件

①児童　・小学校1年生～6年生で集団生活ができること
・通学区域内に保護者等と同居していること
（特認校・隣接校・年度途中転居などで学区外を認められている場合を除く。）
※預け先があり、学区外通学を認められた方は、入所できません。

②保護者等　・下記のいずれかの要件に該当すること

要　件		入所承認期間
就労	**週3日以上**就労し、概ね **15 時以降**まで勤務していること	就労期間
疾病・障がい	保護者が疾病、障がい等により児童の監護ができないこと	児童の監護ができない期間
看護・介護	同居の親族を常時看護・介護していること	児童の監護ができない期間
就学	就学や職業訓練等のため、児童の監護ができないこと	就学、訓練等期間
出産	母親が出産前後で、児童の監護ができないこと	出産予定日の6週間前～ 出産後8週間まで

・**求職中の申込みはできません。** 就職先が決まり次第、入所申請してください。
・育児休暇中はご利用できません。職場復帰後からの入所申請をしてください。
・育児休業からの復帰や就職内定など、令和6年4月時点で就労予定の場合は入所申請ができます。
・特定の日や特定期間のみの一時的利用、長期休業期間中のみの利用等はできません。
・保護者等の入所要件がなくなった場合（退職、出産後8週間を経過したなど）は、月末で退所となります。

保護者等とは

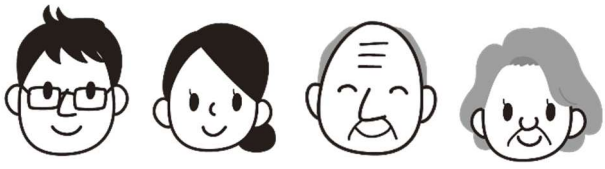

・**児童と同居している「父母、65 歳未満の祖父母」**です。
※R7.4 月～R8.3 月に 65 歳になる祖父母は除きます。
※世帯分離をしていても同一敷地に居住している場合は「同居」扱いです。
＊上記以外の者が児童を監護している場合は、現に監護している者が保護者等となります。

♪　申請に必要な書類

◇ 所定様式は、各児童クラブ・新入学時健診会場・郡山市こども総務企画課で配布しています。
◇ 郡山市ウェブサイトからダウンロードすることもできます。

新年度入所案内
Web サイト

1 オンライン申請の添付書類

(1)児童の監護ができないことを証明する書類(下表参照)

誰のものが必要？

保護者等:児童と同居している父母、65 歳未満の祖父母

＊上記以外の者が児童を現に監護している場合は、現に監護している者の必要書類を提出

証明書や診断書は6か月以内のものを提出ください

保護者等の状況	必要な書類
就労	勤務証明書【所定の様式】※　(郡山市職員は「勤務申告書」)
病気・障がい	医師の診断書、障害者手帳など健康状態を確認できる書類の写し
看護・介護	看護・介護を受ける同居親族の介護保険被保険者証、医師の診断書、身体障害者手帳、療育手帳などの写し
就学	在学証明書及び授業のカリキュラムの写し(就学期間・時間が確認できる書類)
出産	母子手帳の写し(保護者氏名・出産予定日が分かるページ)

※
- 勤務証明書は、勤務先が証明したものを提出してください。
- 就労予定等により勤務先での証明がもらえない場合などは、内定通知・雇用契約書等(勤務日、勤務時間等が確認できるもの)の写しを添付して申請してください。ただし、並行して勤務先で就労証明書を作成してもらい、取得後速やかに株式会社明日葉郡山事務所へ提出してください。
- 入所申請後に転職等の状況の変更があった場合は、変更後の勤務証明書を提出してください。

(2)学区外通学の場合、通学区域外就学許可証等の写し　★学区外通学の対象者のみ

注　申請に必要な書類に不備や不足があった場合、確認を要する場合は、指定管理者(株式会社明日葉郡山事務所)から、メール又は電話でお問合せさせていただきます。「株式会社明日葉郡山事務所」からのメールの受信確認をお願いします。

♪　入所の決定通知

通知時期

【新1～3年生】　令和7年**1月下旬**　送付予定

【新4～6年生】　令和7年**2月中旬**　送付予定

※12 月2日～1月 23 日に受付した新1～3年生の結果通知は、2月中旬送付予定
　指定管理者「株式会社明日葉郡山事務所」から通知します。
※入所決定した方には、各児童クラブにおいて入所説明会を行います。
　入所説明会の日時や場所等は、決定通知の同封書類でご案内します。

◆ 入所期間

令和7年 4 月 1 日から翌年3月 31 日まで
(新1年生も 4 月 1 日から利用できます。)

入所期間は最大で年度単位です。
翌年度以降も放課後児童クラブの利用を希望する場合は、改めて申込みが必要です。

入所の取り下げ

入所申込後、または、入所の決定通知を受け取った後に、令和7年4月からの入所を取り止める場合には、下記のメールアドレスへ「学校名」「児童氏名」「学年」「保護者氏名」「保護者連絡先」を送信ください。

▸**入所の取下げ手続きアドレス　koriyama.ashitaba@socioak.com**

※入所の決定通知が届いた方で、令和7年3月 31 日までに「入所の取り下げ」の手続きを行わなかった場合は、4月分の利用料金をお支払いいただきます。

♪　利用料金

区分		利用料金	延長利用料金
一般		月額 4,800 円	1回 200 円
きょうだい同時入所の2人目以降		月額 2,400 円	1回 100 円
免除	就学援助・児童扶養手当の支給世帯	月額 2,400 円	1回 100 円
	生活保護世帯	月額 0 円	1回 0 円

※利用日数や、月途中での入退所による日割り計算はありません。
※利用料金に、おやつ代及び傷害保険料は含まれておりません。
　おやつ代・傷害保険料の額、利用料金の免除手続きは、説明会で配付する「入所のしおり」でご案内します。

♪　よくあるお問合せ等

Q　オンライン申請で「添付書類がアップロードできない」と表示された場合は、どうすればよいですか？
→一部 Android 端末で添付ができない場合は、Android 版スマートフォンのホーム画面に戻り、アプリの Google Chrome から、郡山市ウェブサイト-郡山市放課後児童クラブ令和7年度入所のご案内から「オンライン申請サービス」画面へ遷移して、再度入力を行ってください。

Q　4 月までに転居が決まっていますが、どうすればよいですか？
→住所は現住所を入力し、申請項目最後の「特記事項」に新住所と転居予定日を入力してください。

Q　下の子の保育所も申込みます。保育所の選考結果次第では児童クラブを利用しないかもしれません。
→復職しないことが確定した時点で、児童クラブの入所を取り下げてください。

Q　オンライン申請がどうしてもできない場合はどうしたらよいですか。
→所定の申請書による紙での申請をしてください。申請書は、市ウェブサイト・各公立クラブ・こども総務企画で配布しています。
＜提出書類＞　p2 申請に必要な書類(1)(2)に加え、郡山市放課後児童クラブ入所申請書、児童健康状態等調査票、同意書
＜提出窓口＞　各公立児童クラブ　　午後2時 00 分～午後6時 30 分(日・祝日を除く。)

Q　令和7年度の年度途中からの入所申請をする場合は、どうすればよいですか？
→市ウェブサイト「年度途中からの放課後児童クラブ入所のご案内」を参照願います。

Q　児童クラブでは、こどもたちはどのように過ごしますか。
一日の流れ(モデルケース)　学校開校日　例(1年生の場合)

時間	放課後	13:30	14:00	15:00	16:00	17:00	17:30	18:30
活動内容	開所	ただいま	宿題※	自由遊び	おやつ	自由遊び 外遊び	掃除	お迎え準備	お迎え さようなら 閉所

※宿題の時間は設けていますが、個別の学習指導は行っておりません。

★民間放課後児童クラブについて★

市内には、民間事業者(学校法人、特定非営利活動法人など)が運営する放課後児童クラブがあります。民間放課後児童クラブの一覧は、郡山市ウェブサイトでご確認ください。
※民間放課後児童クラブの詳細及び入所手続き等は、各クラブに直接お問合せください。

お問い合わせ先

【指定管理者】
株式会社　明日葉 郡山事務所
住所：〒963－8011　郡山市若葉町 15－5　若葉ビル 5－1
電話：024-983-1618

郡山市こども総務企画課　放課後児童サポート係＜西庁舎3階＞
住所：〒963-8601　郡山市朝日一丁目 23 番7号
電話：024-924-3801